

協議第 36 号

消防水利の整備等について

次の調整結果について協議を求める。

平成 24 年 1 月 30 日提出

神奈川県西部消防広域化協議会
会 長 加 藤 憲 一

調 整 結 果	1 消防に必要な水利施設（以下「消防水利」という。）は、各市町が設置し、維持及び管理をする。
---------	--

（調整理由）

- 1 消防水利の整備等について
 - ・消防水利は、消防法（昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号）第 20 条に基づき市町村が設置し、維持及び管理することとされているから、広域化後も現状どおりとなる。

(協議第36号 消防水利の整備等について) 関係資料

1 関係法令

消防法（昭和23年7月24日法律第186号） 抜粋

（消防水利の基準及び水利施設の設置等の義務）

第20条 消防に必要な水利の基準は、消防庁がこれを勧告する。

- ② 消防に必要な水利施設は、当該市町村がこれを設置し、維持し及び管理するものとする。但し、水道については、当該水道の管理者が、これを設置し、維持し及び管理するものとする。

（指定消防水利）

第21条 消防長又は消防署長は、池、泉水、井戸、水そうその他消防の用に供し得る水利についてその所有者、管理者又は占有者の承諾を得て、これを消防水利に指定して、常時使用可能の状態に置くことができる。

- ② 消防長又は消防署長は、前項の規定により指定をした消防水利には、総務省令で定めるところにより、標識を掲げなければならない。
- ③ 第一項の水利を変更し、撤去し、又は使用不能の状態に置こうとする者は、予め所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。

2 消防水利状況

(平成23年4月1日現在)

市町別	区分	消火栓	防火水槽
小田原市		2,230	649
南足柄市		695	162
中井町		339	126
大井町		277	121
松田町		241	79
山北町		392	92
開成町		362	21
真鶴町		44	82
合計		4,580	1,332